

堺市総合福祉会館からのご案内

利用料の還付手続き はお済みですか？

期間延長

令和2年
8月31日まで

堺市総合福祉会館では、新型コロナウイルス感染拡大の影響によって、貸室利用をキャンセルされた場合の「**利用料全額還付申請**」を受付けています。申請手続きがお済みでない方は、お手元の『使用許可書』をご確認の上、会館窓口までお問合せください。

下記の3点をすべて満たしている方が対象になります。

- ①令和2年5月31日までに利用申込をされた方
- ②利用料金を支払っている方(冷暖房費含む)
- ③新型コロナウイルス感染拡大の影響により、利用をキャンセルされた方

※すでに半額還付を受けられた方は、残りの半額を追加で還付申請いただけます。

—本件に関するお問合せ先—

堺市総合福祉会館（会館管理窓口）

電話：072-222-7500 ファックス：072-221-7409